

平成 2 6 年度
地域自治区制度等の取扱い基本方針

坂井市

◇◇◇◇ 目 次 ◇◇◇◇

No. 1 : 地域自治区 1 頁

No. 2 : 地域協議会 2 頁

No. 3 : 住所表示 3 頁

No. 4 : 総合支所の組織体制 4 頁

No. 5 : 本庁の組織体制 5 頁

No. 1、地域自治区

基本方針

地域自治区の設置に関する協議書第3条に規定する設置期間のとおり、平成28年3月31日までとします。

説 明

4町の合併により自治体としての規模は拡大し、地域としての独自性をどう発揮していくかという課題がある中、坂井市は地域自治区制度を採用し、住民に身近な事務を処理するための総合支所と、地域住民の意見を反映させるための地域協議会を設置しました。

これは、従来どおり旧町単位でサービスを提供し、住民の身近な課題を地域住民の意見を反映させつつ、市民と行政が協働して地域の特性を活かした地域コミュニティの構築を早期に実現させるため、合併協議により平成28年3月31日までとして設けられたものです。

合併後8年が経過し、その間、各地域協議会からの意見や助言を受け、各地区で統一されていなかったサービスも、坂井市としてほぼ均衡が図られました。また、坂井市のまちづくりも、市内全域に「まちづくり協議会」が発足したことにより、市民自らによる住民自治の醸成のもと、地域独自の活動が積極的に行われています。

この様に、合併後のまちづくりを検証してみると、地域自治区の役割のひとつである、合併後の激変緩和という所期の目的はほぼ達成され、地域独自のまちづくりも、方向性が定まってきたと考えられます。

これからは「坂井市としての一体感」をさらに醸成し、市民と行政が一丸となって協働のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

No.2、地域協議会

基本方針

地域自治区の設置に関する協議書第3条に規定する設置期間のとおり、地域協議会の設置も、平成28年3月31日までとします。

説明

現在の地域協議会は、地域自治組織として合併特例法に基づき設置された諮問機関であり、総合支所が所掌する事務や地域自治区の区域に係る事務に関して審議し、答申や意見書の提出など、市に直接提言できる機関としての役割を担ってきました。

これは、合併で大きな自治体となったことにより、地域住民の意見を市政に反映させる場として設置されたものです。合併後8年が経過し、旧町間の融和も進み、また、地域コミュニティの中心となる組織として「まちづくり協議会」が各地区に設立され、市民が主役となったまちづくりが進められているとともに、各種諮問機関等が設置されていることから、地域協議会は所期の目的を果たし、一定の役割を終えつつあるものと判断できます。

坂井市としては、少子高齢化や人口減少等の問題を背景に、持続可能な財政運営を行うとともに、「坂井市としての一体感」に重点を置いた、旧町単位の連携強化が求められています。

このことから、市全体の施策等に対し、幅広く意見を聞く場としての新たな枠組みとしての「(仮称)坂井市まちづくり懇話会」を設置します。

(仮称)坂井市まちづくり懇話会のイメージ(案)

坂井市まちづくり懇話会

位置付け

市の附属機関で、市や地域の課題を話し合い、市全体が特徴を発揮して発展できるよう市長に対し直接意見を述べたり、提案をすることができるまちづくり機関

目的

- ①市の特性を活かした魅力あるまちづくりに関する事項についての協議
- ②今後のまちづくりのあり方について意見を述べる

No.3、住所表示

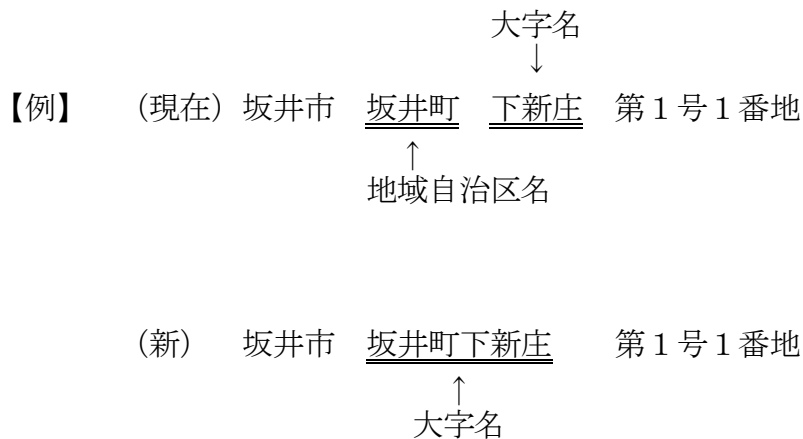
基本方針

地域自治区制度の期間満了と同時に、地域自治区名も消滅することになりますが、慣れ親しんだ地域自治区名を残すことにより、今までのとおりの市民生活を維持させます。このことから、地方自治法に基づく大字名の変更手続きを執り、現行のとおり住所表示とします。

説明

現在の住所表示は、合併時に地域自治区制度を採用したことにより、旧町名である地域自治区名を大字名の前に冠しています。地域自治区がなくなると自動的に地域自治区名の部分は消滅することになるので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求め、現在の住所表示を存続させるための手続きを執ります。

このことにより、市民や企業等が住所変更の手続きを執る必要がないことから、今までのとおり変わりなく生活を送ることができるとともに、慣れ親しんだ住所表示を残すことができ、スムーズな移行が可能になります。



No.4、総合支所の組織体制

基本方針

平成28年3月31日までの間は現行の体制を継続させ、地域自治区満了後の平成28年4月1日からは、本庁所管課との事務事業の集約化を図りつつ、市民に身近な相談窓口を確保しながら、機動性かつ柔軟性のあるグループ制を導入するなか1課体制で再編し、市民の要望に的確に対応できる組織体制とします。

説明

坂井市は、地域自治区の事務を担うため、旧町役場を総合支所と位置づけ、合併直後の急激な変化による影響を最小限に抑えるため、総務、財政、議会等を除き一定の権限を持たせた事務所として設置しました。その後は、合併によるスケールメリットが得られるよう、効率的な組織体制を目指し、一定の市民サービスを維持しながら、本庁への業務集約を図ってきました。

地域自治区の設置期間が終了することにより、地域自治区の事務所としての機能は終了しますが、人口減少問題や少子高齢化社会の現実を見据え、限られた資源を有効に利活用するなか、満足度の高い市民サービスを提供する必要があります。

このことから、坂井総合支所を除く3つの総合支所については、現行の3課（市民課・福祉課・地域振興課）体制を、グループ制を敷く1課体制で再編し、意思決定と事務処理のスピードアップを図るとともに、複数の職員での協業体制を確立させ、市民の要望に柔軟に対応できる体制構築を目指します。

また、安定した市民サービスを図るため、事務事業の集約化や業務のアウトソーシング等、徹底した業務見直しを実行し、総合支所での窓口業務の範囲を市民に広く周知させ、多様化する市民ニーズに対応した、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

なお、坂井総合支所については、現行の体制を維持します。

No.5、本庁の組織体制

基本方針

平成28年4月1日から、坂井総合支所を除く3つの総合支所が所管する事務事業の集約化を図り、業務の効率化を図ります。

また、効率的なシステム構築やマイナンバー制度導入による、利用しやすい市民サービスの向上を図り、ワンストップサービスの実現を目指します。

説明

合併特例法に基づく地域自治区及び総合支所の設置により、合併前の住民サービスを維持しましたが、合併以降は自治区長の廃止や業務の統廃合により、総合支所の機能は縮小してきました。現在、坂井総合支所については、地域振興課1課であり、住民の相談窓口はすべて本庁に統合されています。

今後においては、少子高齢化や人口減少の急速な進展が現実的なものとなり、深刻な社会的問題になることが想定されています。この様なことから行政組織としては、多様化する市民ニーズに的確に対応した、より効率的かつ機能的な組織の再編が求められています。

このことから、実効性のある行財政改革を実施継続するとともに、限られた資源を有効に利活用するなか事務事業の集約化や効率化を図り、可能な限りワンストップサービスの実現を目指します。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応できる、機動性や柔軟性を兼ね備えた効率的な組織体制を構築し、市民により使いやすさを実感できるような、質の高い市民サービスの提供を展開します。